

広第271号
平成18年3月31日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

個人情報取扱事務の登録等に関する事務処理要領の制定について

岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号）第12条に規定する警察本部長における個人情報取扱事務の登録及び閲覧について、別添のとおり「個人情報取扱事務の登録等に関する事務処理要領」を制定したので、所属職員に周知し、適切な運用に努められたい。

別添

個人情報取扱事務の登録等に関する事務処理要領

第1 趣旨

この要領は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第12条に規定する警察本部長における個人情報取扱事務の登録及び閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 登録の対象事務

登録の対象事務は、個人情報（条例第27条第1項、第2項及び条例第29条の3に該当する個人情報を除く。）を取り扱う全ての事務（条例第12条第3項及び第4項に該当する事務を除く。）であって、平成18年4月1日現在、現に行われている事務、同日以降新たに発生した事務及び新たに発生することが確定している事務とする。

第3 個人情報取扱事務登録簿の作成及び修正

- 1 個人情報を取り扱う事務を所管する本部の課（隊、所及び警察学校を含む。）の長及び警察署長（以下「担当課長等」という。）は、新たに個人情報取扱事務を開始しようとするときは、次の区分に応じ、あらかじめ個人情報事務取扱登録簿（以下「登録簿」という。）を作成する。また、登録事項を変更しようとするときも、同様に、登録簿を修正する。

事務の区分	登録簿の作成又は修正を行う所属
全所属共通事務	当該事務を統括し、又は指導する本部の課の長
警察署等共通事務	同上
固有事務	当該事務を所管する所属の長

- 2 登録簿の記入は、別紙「個人情報取扱事務登録簿記入要領」による。

第4 登録簿の提出

担当課長等は、登録簿を作成し、又は修正したときは、総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）へ提出する。

第5 登録事務の廃止

担当課長等は、個人情報取扱事務を廃止したときは、その旨及び廃止年月日を広報県民課長へ通知する。この場合において、「個人情報取扱事務を廃止したとき」とは、個人情報取扱事務を行わなくなっただけでなく、当該事務に係る公文書を廃棄するなど、当該事務に係る個人情報を保有しなくなった場合をいう。

第6 登録簿の備付け及び閲覧

警察本部又は警察署に設置されている個人情報窓口及び総括個人情報管理者が指定する部署に登録簿を備え付け、一般の閲覧に供するものとする。

第7 登録簿の管理

- 1 登録簿の管理は、総務室広報県民課において行う。
- 2 広報県民課長は、担当課長等から登録簿の提出があったときは、当該登録簿を個人情報窓口へ備え付けた簿冊へ編てつ又は差し替えを行うとともに、第6の関係部署の長に、備え付けられた簿冊へ編てつ又は差し替えを行うよう通知する。

3 広報県民課長は、担当課長等から個人情報取扱事務を廃止した旨の通知を受けたときは、当該登録簿を個人情報窓口に備え付けた簿冊から削除するとともに、第6の関係部署の長に備え付けた簿冊から削除するよう通知する。

附 則（平成18年3月31日付け広第271号）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月5日付け広第511号）

この要領は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成29年5月30日付け広第385号）

この要領は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（令和元年7月12日付け広第580号）

この要領は、令和元年7月12日から施行する。

別紙

個人情報取扱事務登録簿記入要領

1 事務番号

年号の表示の後に、担当課ごとに3桁の通し番号をハイフン（-）で区切って「001」から順に記入する。

【例】 「H18-001」

2 個人情報取扱事務の区分

(1) 全所属共通事務

各所属が共通の内容で実施し、又は実施する可能性のある事務をいう。

【例】 警察安全相談に関する事務

(2) 警察署等共通事務

1に該当しない事務であって、2以上の所属において共通の内容で実施し、又は実施する可能性のある事務をいう。

【例】 犯罪被害者対策に関する事務

(3) 固有事務

当該所属のみで取り扱う事務がある場合をいう。

【例】 犯罪被害者等給付金裁定事務

3 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(1) 登録

当該事務を登録する所属名を記入する。

(2) 保有

個人情報を保有することとなり得る所属名（警察署を含む。）を記入する。複数の所属が保有している場合は、「本部内各所属」、「××部（室）内各所属」、「各警察署」等その全てが分かるように記入する。

4 登録年月日

個人情報取扱事務を開始する年月日を記入する。

なお、平成18年4月1日現在、現に行われている個人情報取扱事務については、当該年月日とする。

5 変更年月日

登録事項を変更した場合には、当該変更に係る運用開始年月日を記入する。

6 個人情報取扱事務の名称

(1) 登録する事務の単位

個人情報（条例第27条第1項及び第2項並びに条例第29条の3に該当する個人情報を除く。）を取り扱う全ての事務（条例第12条第3項及び第4項に該当する事務を除く。）を登録の対象とし、その取扱目的を同じくする収集、管理及び利用・提供に至るまでの一連の情報処理の流れを1つの事務の単位とする。

【例】 道路使用許可に関する事務などが1つの事務の単位となる。

(2) 個人情報取扱事務の名称

個人情報を取り扱う一連の事務処理を1つの「事務」として把握し、具体的な事務内

容が県民等に理解できるように、事務の名称を明確かつ簡潔に記入する。

なお、条例上適用が除外される事務と混同するような名称や「〇〇法第〇条に基づく事務」といった抽象的な名称は避ける。

【例】 情報公開事務、自動車保管場所証明事務 等

7 個人情報取扱事務の目的

個人情報を収集する事務の目的が明確に把握できるよう、簡潔に記入する。例えば、実施要領等に基づいて事務を行っている場合は、当該要領等の趣旨・目的に記載されている内容を記入する。また、目的が複数ある場合には、原則としてその全てを記入する。さらに、当該事務の目的だけでは、個人情報を収集する理由が不明瞭な場合は、収集理由についても簡潔に記入する。

なお、ここで記入した目的は、「収集の制限」及び「利用・提供の制限」の基準となるので、できるだけ分かりやすく記入する。

8 個人情報取扱事務の根拠

個人情報取扱事務を遂行する根拠となる法令等（法律及び政令、省令等の命令並びに条例及び条例の委任を受けた規則をいう。以下同じ。）や訓令等について、その名称（原則として条項まで）を記入する。複数該当する場合は、できる限り記入する。

9 個人情報の対象者の範囲

当該事務で取り扱う個人の類型が把握できるよう、当該事務に係る名簿、台帳、一覧表等に記載される個人情報の対象者の範囲を記入する。

個人の類型は、申請者、表彰候補者、講師等のように具体的に記入し、「県民」のような概括的な捉え方は避ける。

なお、対象者の範囲が複数の場合は、記入できる範囲内で主な対象者を記入する。

9の2 特定個人情報の有無

当該事務が個人番号利用事務又は個人番号関係事務である場合には、「有」の項目の□印を■印に、それ以外の場合には、「無」の項目の□印を■印にする。

10 個人情報の記録項目

9で記入した対象者について、当該事務で取り扱う個人情報の全てについて、別表「個人情報項目別一覧（例示）」を参考に、該当する項目の□印を■印にする。（様式に記載されている定型的又は固有的なもののみでよい。）

ここに挙げた項目以外に取り扱う個人情報がある場合には、その他の欄の□印を■印にして、（ ）内に具体的に記入する。

なお、収集している個人情報が、「要配慮個人情報」のうち、「人種（民族を含む。）、信条（思想・信教を含む。）、社会的身分又は犯罪の経歴」のいずれかに該当している場合には、該当する項目の□印を■印にして、収集の根拠の3項目（法令等、犯罪の予防等及び審査会意見）のうち、該当する項目の□印を■印にする。

また、収集根拠が「法令等」の場合には、法令等の名称及び該当条項を「法令等の名称」欄に記入する。

11 個人情報の収集先

(1) 当該事務で取り扱う個人情報を本人から収集している場合には、「本人」の項目の□

印を■印にする。また、本人以外から収集している場合には、「本人以外」の項目の□印を■印にし、「条例第 条第 項第 号」欄に、条例第6条第3項の何号に該当するかを記入する。（複数回答可）

(2) 「本人以外」に該当する場合には、収集の相手先を、次の例を参考にして選び、該当する項目の□印を■印にする。（複数回答可）

- ① 「他の実施機関」とは、警察本部長以外の知事、教育委員会等の実施機関をいう。
- ② 「他の官公庁」とは、国、他の地方公共団体をいう。
- ③ 「民間・私人」とは、民間企業、民間団体、本人以外の個人をいう。
- ④ 「刊行物等」とは、書物、雑誌、機関誌、国・地方公共団体の刊行物、新聞、テレビ等をいう。
- ⑤ 「その他」とは、独立行政法人や県の出資法人等、①から④までに該当しないような収集先をいう。該当するものがある場合には、() 内に収集先を記入する。

(3) 「実施機関内部」とは、警察本部の各所属及び各警察署をいう。

12 個人情報の経常的な提供の有無及び内容

(1) 当該事務で取り扱う個人情報を経常的に他の機関（他の実施機関を含む。）に提供しているかどうかについて、該当する項目の□印を■印にする。

「経常的な提供」とは、一定の相手方に、継続的に提供する場合のほか、一定期間ごとに定期的に提供する場合、不定期でも依頼があれば必ず提供する場合も含む。

(2) 該当する項目が「有」の場合には、提供先を、11の例を参考にして選び、該当する項目の□印を■印にする。（複数回答可）

(3) 「提供内容」欄は、提供している個人情報の内容を記入する。

13 個人情報の目的外利用及び提供先

(1) 当該事務で取り扱う個人情報を経常的に当該事務の目的以外に利用したり、他の機関に提供したりしているかどうかについて、該当する項目の□印を■印にする。

(2) 該当する項目が「有」の場合、「条例第 条第 項第 号」の欄に、条例第7条第1項の何号に該当するかを記入する。（複数回答可）

(3) 「有」の場合には、利用・提供先を、11の例を参考にして選び、該当する項目の□印を■印にする。（複数回答可）

14 個人情報の電子計算機処理の有無

(1) 個人情報の処理を全て手作業で行っている場合には、「個人情報の電子計算機処理の有無」の「無」の欄の□印を■印にし、電子計算機による処理を一部でも行っている場合には、「有」の欄の□印を■印にする。

電子計算機による処理とは、例えば汎用コンピューターやパーソナル・コンピューターによる処理のように、情報の編集や加工ができ、手作業処理に比較して大量の情報処理が可能なものをいう。したがって、専らワープロソフトによる文書を作成するための処理は含まない。

(2) 「オンライン結合による外部提供の状況」については、(1)で「有」とした場合のみ該当する□印を■印にする。

(3) 「保護措置の具体的内容」欄は、(2)で「有」とした場合のみ、個人情報の漏えい、

滅失等の防止措置、用途や取扱者の限定、再提供の禁止等、どのような保護措置を講じているか具体的に記入する。

15 他法令等による開示制度の有無

- (1) 岐阜県個人情報保護条例及び岐阜県情報公開条例以外に開示を求めることができる制度の有無について、該当する項目の□印を■印にする。
- (2) 該当する項目が、「有」の場合は、当該法令等の名称及びその根拠となる条項を記入する。

16 外部委託の有無及び内容

- (1) 個人情報取扱事務を実施機関以外のものへ委託しているかどうかについて、該当する項目の□印を■印にする。
- (2) 該当する項目が「有」の場合は、その委託内容を記入する。
- (3) 「外部委託」とは、個人情報取扱事務の全部又は一部を実施機関以外のものに依頼するすべてのものをいい、電子計算機処理にかかるパンチ委託などのほか、印刷、筆耕、翻訳、文書の廃棄等の委託、また、公の施設の管理や公金の徴収、収納事務等の委託契約等も含む。

17 個人情報が記録されている主な公文書の名称及び記録媒体

個人情報を記録した名簿、台帳、申請書、磁気ファイル等のうち、個人情報の収集元となるもの又は当該個人情報取扱事務の主要部分となる公文書の名称を4つ以内で記入し、当該公文書の記録媒体について該当する項目の□印を■印にする。

18 備考

登録簿の記入内容につき、特に説明を要する事項又は付記を要する事項を記入する。

別表

個人情報項目別一覧（例示）

	記録項目	項目別内容の具体例
基本的事項	氏名 識別番号 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 本籍・国籍	通称 旧姓 芸名 ペンネーム(姓又は名前だけの場合も含む。) 受験番号 許可番号 整理番号 受給者番号 登録番号 男・女の表示 生年月日 年齢 えと 住所 所在地 居所 電話番号 F A X 番号 本籍 本籍所在地 国籍 外国人又は日本人であることの表示
家庭生活	家族状況 婚姻歴 親族関係	家族構成 家族の生年月日 世帯主との関係 扶養家族の有無 同居・別居 婚姻・離婚の事実を示す事柄 養子縁組 認知 血族・姻族関係
社会生活及び経済活動	職業・職歴 学業・学歴 成績・評価 所属団体 資格 資産・所得 納税額 公的扶助 取引状況 表彰歴	会社名 職務内容 職種 在職期間 役職 配置転換 在学学校名 出身校 学業成績 クラブ活動 卒業年度 退学・ 停学の状況 各種試験の結果 勤務評価 功績 技能の記録 自治会 婦人会 老人会 ボランティア団体 理容師・美容師等の資格 免許の有無・種類 講習会の終了 年収 不動産・有価証券の保有状況 預金残高 納税額 課税標準額 生活保護受給の有無 取引先 取引額 取引銀行 口座番号 表彰を受章した経歴
要配慮個人情報	人種（民族を含む。） 信条（思想・信教を含む。） 社会的身分 犯罪の経歴 病歴 病歴に準ずるもの 犯罪被害の事実 犯罪の経歴に準ずるもの	人種 世系 民族的・種族的出身（国籍、外国人という情報及び肌の色は含まない。） 宗教・信仰の状況 主義・主張 支持政党 政治団体名 政治活動歴 人生観 世界観 帰化の許可を受けた者であること、その子孫であるという事実 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留、科料、没収等の犯罪歴 病気に罹患した経歴 心身機能障害があることを特定させる情報 健康診断等の結果 保健指導等の内容 診療情報 調剤情報 犯罪の被害を受けた事実（身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わない。） 被疑者又は被告人として刑事手続を受けた事実 非行少年として少年保護事件の手続を受けた事実
その他	（内容を具体的に記入）	指紋 顔写真 趣味 酒・たばこ等の嗜好 相談の内容 苦情・要望・意見の内容 後見 保佐 補助開始の審判の有無 身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報（要配慮個人情報に該当するものを除く。）